

青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務仕様書

1 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務

2 業務の目的

本業務は、青森県立中央病院及び青森市民病院のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（以下「基本的事項」という。）に基づき、青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画（以下「基本構想・計画」という。）を策定するため、専門的な知識や実績を有する事業者には支援等を委託するものである。

3 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療施策、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から本業務に関する責任者となる統括責任者を選任し、委託者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は随時、委託者及び青森市民病院事務局と打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、必要に応じ、その内容を受託者が記録し、委託者に報告すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないように扱い、本業務の委託期間終了までに委託者に返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、予め委託者に再委託業者選定報告書（任意）を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (9) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。

5 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務実施体制（統括責任者、担当者一覧を含む。）

イ 業務実施工程表

(3) 前号に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

6 業務内容

(1) 基本構想・計画の策定支援

「県立中央病院と青森市民病院とのあり方についての提言」、基本方針及び基本的事項等を踏まえ、業務を行うこと。

＜基本構想・計画での主な策定項目＞

- ・両病院を取り巻く現状と課題
- ・共同経営・統合新病院の目指す姿
- ・共同経営・統合新病院の機能
- ・共同経営・統合新病院の診療体制（診療科、病床数等）
- ・共同経営・統合新病院の経営形態
- ・整備計画・スケジュール等（整備場所、敷地内配置計画、駐車場計画、整備手法、整備スケジュール等）
- ・部門別基本計画（運用方針、業務内容、施設基準の条件等、※設計と条件は含まない。）
- ・情報システム整備計画
- ・医療機器整備計画
- ・事業収支計画（概算事業費（コスト配分表）、事業収支シミュレーション等）
- ・その他（附帯施設基本計画、現病院施設の利活用方針等）

(2) 整備手法の比較検討等

ア 整備手法に関する検討支援

整備手法について、以下の内容について提案等を行うこと。

- ・設計、施工の発注方法についての比較検討（PFI、デザインビルド等）
- ・設計、施工の発注方法に応じた検討体制の提案（コンストラクション・マネジメント等）
- ・PFI整備可能性に関するマーケットサウンディング調査

イ 設計段階に向けた検討支援

(3) 打ち合わせ協議等

- ・人員配置等についての作業実施計画書を作成し、計画書に基づき、進捗状況について定期的に打ち合わせを行うこと。
- ・共同経営・統合新病院整備調整会議への出席及び関係資料等の作成
- ・基本構想・計画策定に向けて必要となる調査及び資料の作成
- ・基本構想・計画策定に向けて両病院の各部門へのヒアリングを行うための資料の作成

7 提供資料

- ・県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言（令和3年11月）
- ・両病院関係データ（病院年報、DPCデータ、財務諸表等）

- ・その他本業務の履行に当たり必要な資料（提供可能なものに限る。）

8 成果品

(1) 提出物

- ・基本構想・計画【本編】 150部
- ・基本構想・計画【概要版】 250部
- ・本業務に実施に当たり作成した全ての資料等の電子データ（CD-R等） 3式

(2) 提出期限

令和6年3月31日

(3) 成果品の帰属

本業務に基づいて作成された成果品は、すべて青森県及び青森市に帰属する。青森県及び青森市の許可なく他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

9 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で知り得た一切の情報を、青森県及び青森市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務に関する費用は受託者の負担とする。
- (4) 業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに青森県及び青森市に返却するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書について定めのない事項については、受託者、青森県及び青森市協議の上で、青森県及び青森市の担当職員の指示に基づいて業務を遂行すること。